

理事長就任あいさつ



拝啓 暑さ厳しい折りから、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当センターの運営につきまして、特段のご支援ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて 私儀 去る6月7日に、代表理事理事長に選出され就任いたしました。身に余る光栄でありますとともに、その責任の重大さを痛感いたしております。

もとより浅学非才であり、その器でないことはよく承知しておりますが、この上は皆様方、関係機関の皆様のご支援を賜りながら、全力を挙げて職務に邁進する所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご承知のように、先人の努力で植栽されました人工林が年々成熟度を増してきており、この森林資源を有効活用するためにも、また環境面では、森林の整備促進による地球温暖化防止や、森林の持つ公益的機能の高度発揮させるためにも、新植による植栽や作業道などの路網整備が不可欠であります。

林業を取り巻く環境は、益々厳しくなっておりますが、評議員会に提出しました事業の運営方針に沿い、事業を積極的に推進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

敬具

平成24年6月

一般財団法人香川県森林林業協会
代表理事理事長 三角 正博

理事長退任あいさつ



拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて 私儀 去る6月7日に役員を退任いたしました。

在任中は公私ともに一方ならぬご協力を賜り、お陰様で大過なく重責を果たし得ましたことは偏に皆様のご指導とご協力の賜物と存じ厚く御礼申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

敬具

平成24年6月

一般財団法人香川県森林林業協会
前代表理事理事長 千葉 宗和

林業雇用改善推進会議

平成24年2月29日(水)、香川県森林組合連合会館に於いて、香川労働局と連携のもと、平成23年度林業雇用改善推進会議を開催しました。

本会議は、香川県知事が定めた「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に沿った、林業雇用改善事業の実施についてのフォローアップ、香川県の実情を踏まえた林業の雇用管理改善等を効果的に推進していくための懇談を行う場として、学識経験者、森林所有者・経営者の代表、林業労働者の代表、行政職員の委員で構成するものです。

香川労働局、香川県から最近の雇用情勢及び林業担い手対策等について詳しい説明があり、当センターが、林業雇用改善促進事業、センターの概要などを説明し、各委員から活発な情報交換がなされ、有意義な会議となりました。



新規就業者意見交換会

平成24年2月17日(金)、香川県森林組合連合会館に於いて、林業への新規就業者の定着を図るため、新規就業後1年以内の者を対象に開催しました。

会議の中で様々な意見が交わされましたが、「想像以上に非常に厳しい仕事でありながら、それに見合う給料をもらえない」、「現段階では辞めようとは考えていないが、給料・待遇面での改善がなされなければ、今後、離職・転職も有り得る」の2点に要約されました。

これらの意見を踏まえ、事業量の確保による経営基盤の強化を図り、就業者の雇用条件の整備を行い、若者が定着できる環境整備を事業体に勧めてまいります。



林業就業支援講習

林業就業支援講習は、厚生労働省の委託事業（林業就業支援事業）として、全国森林組合連合会（林業労働力確保支援センター）が、全国を対象に実施するものです。

林業就業支援事業とは、林業への就業を希望する方を対象に20日間程度の座学・実習を行うとともに、個別の職業・生活相談を実施し、林業就業についての十分な情報・認識を得ていただくことにより、林業への円滑な就業を支援するものです。

香川県林業労働力確保支援センターでは、平成24年6月12日から7月6日の19日間の日程で、平成24年度第1回林業就業支援講習を開催しました。受講者は9名で、林業への就業を希望する求職者に対し、林業に関する講義や林業作業の体験、林業労働安全教育を実施しました。

なお、この講習を受講した方のうち1名が、講習終了後県内の森林組合に就業しました。本年度第2回の林業就業支援講習は平成25年1月から2月にかけて実施する予定です。



認定事業体一覧

事業体名	所在地	電話番号	認定年月日
香川県森林組合連合会	高松市中野町23-2	087-861-4352	平成23年11月30日
仲南町森林組合	仲多度郡まんのう町生間415-5	0877-77-2008	平成24年 3月12日
香川東部森林組合	さぬき市寒川町石田東甲1708-2	0879-43-0588	平成24年 3月12日
香川西部森林組合	仲多度郡まんのう町炭所西670	0877-79-3120	平成24年 3月30日

- 認定事業体とは：**
- 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、5ヵ年間の「改善措置計画」を作成し、香川県知事の認定を受けた事業体をいいます。
 - 認定を受けるための「改善措置計画」とは、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置をいいます。
 - 事業体とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者で、森林組合、造林業、育林業、素材生産業を営む者と、その者の組織する団体等をいいます。